

区が定める認可基準に基づく施設・事業への移行が考えられる現行保育施設・事業の概要一覧

資料7

	認可保育所(参考)	保育室	保育ママ	家庭的保育事業	認証保育所(A・B型)
施設の性格	児童福祉法に基づく施設(児童福祉施設) 「保育に欠ける(親が就労や病気等の事由により日中保育できない)」ことが入所条件	区単独事業(旧都制度)による施設 「保育に欠ける(親が就労や病気等の事由により日中保育できない)」ことが入所条件	区単独事業(旧都制度)による施設 「保育に欠ける(親が就労や病気等の事由により日中保育ができない)」ことが入所条件	都制度による施設 「保育に欠ける(親が就労や病気等の事由により日中保育できない)」ことが入所条件	都制度による施設 「保育に欠ける」条件はなく、自由に利用できる(ただし、B型は、区独自の判断で「保育に欠ける」条件を付した) B型は保育室からの移行の受け皿だったが、都は24年度限りで廃止。
申込方法・入所決定	区に申込・区が入所決定	施設に申込・施設と保護者の直接契約	施設に申込・施設と保護者の直接契約	施設に申込・施設と保護者の直接契約	施設に申込・施設と保護者の直接契約
施設主体	社会福祉法人等 (12年法改正で株式会社の参入が可)	個人・NPO・学校法人等 (株式会社等の営利法人は除く)	個人	実施保育所(0歳児保育実施園)の運営法人	株式会社等民間事業者
施設数 (26年4月1日現在)	区立 本園49園、分園1園 私立 本園42園、分園24園	15園	25名	基本型 実施保育所2園、実施場所10箇所 グループ型 実施保育所2園、実施場所4箇所	A:56園 B:3園
定員 (各施設)	多くの認可園が100人前後の定員 (受入0~5歳)	6~29人 (受入0~2歳) 25年度は特例により弾力化による定員増を実施。	2~5人 (受入0~2歳)	5人 (受入0~3歳)	A型:20~120人 平均37.8人 (受入0~5歳) B型:6~29人 平均24.3人 (受入0~2歳)
施設の基準	【児童一人当たりの保育室面積】 0歳:5.0㎡(旧都基準) :3.3㎡ 1歳:3.3㎡ 2歳以上:1.98㎡ 屋外遊戯場(原則必置) 2歳以上:3.3㎡ 【必置施設】 乳児室(又はほふく室)・保育室(又は遊戯室)・ 医務室・調理室・便所 【施設全体の構造】 耐火建築物又は準耐火建築物 二方向避難確保等	【児童一人当たりの保育室面積】 0歳:2.0㎡ 1歳:2.0㎡ 2歳:2.0㎡ 屋外遊戯場(必置義務なし) 【必置施設】 保育室・調理室・便所 【施設全体の構造】(2階建の場合) 耐火建築物又は準耐火建築物 二方向避難確保等の規定なし	【児童一人当たりの保育室面積】 0歳:3.3㎡ 1歳:3.3㎡ 2歳:3.3㎡ 屋外遊戯場(必置義務なし) 【必置施設】 育児専用室・調理施設(台所)・便所 【施設全体の構造】 規定なし(保育ママの自宅) 二方向避難確保等の規定なし	【児童一人当たりの保育室面積】 0歳:3.3㎡ 1歳:3.3㎡ 2歳:3.3㎡ 3歳:3.3㎡ 屋外遊戯場(必置義務なし) 【必置施設】 乳児、ほふく室・調理施設(台所)・便所 【施設全体の構造】 原則として保育所最低基準に適合した建物であること 二方向避難確保等の規定なし	【児童一人当たりの保育室面積】 *:定員数を超えて年度途中入所する場合 A型0歳:3.3㎡(*2.5㎡) 1歳:3.3㎡(*2.5㎡) 2歳以上:1.98㎡ B型0歳:2.5㎡ 1歳:2.5㎡ 2歳:1.98㎡ A型:屋外遊戯場2歳以上:3.3㎡(代替場所以 可のため、多くの認証Aは屋外遊技場(園庭) はない) B型:屋外遊戯場の規定なし 【必置施設】 乳児室(又はほふく室)・保育室(又は遊戯室)・医 務室・調理室・便所 【施設全体の構造】 耐火建築物又は準耐火建築物 二方向避難確保等
職員の基準	【保育従事職員】 配置基準全員が保育士 調理員必置 看護師・栄養士必置(0歳有の施設) 嘱託医必置 【配置基準】 0歳児 : 3人につき1人以上 1・2歳児: 6人につき1人以上 (旧都基準1歳5人) 3歳児 : 20人につき1人以上 4・5歳児:30人につき1人以上	【保育従事職員】 配置基準の概ね5割以上が保育士又は看護師 調理員の規定なし 看護師・栄養士の規定なし 嘱託医の規定なし 【配置基準】 0歳児 : 3人につき1人以上 1・2歳児: 6人につき1人以上	【保育従事職員】 保育ママは保育士、看護師等の有資格者 調理員の規定なし 看護師・栄養士の規定なし 嘱託医の規定なし 【配置基準】 基本的に保育ママは児童数3人まで (補助者を雇用した場合は5人まで)	【保育従事職員】 家庭的保育者は保育士、 看護師等 の有資格者 かつ保育経験を有し区で定め る研修過程を修了した者 ・実施保育所の調理員、看護師、栄養士、嘱託 医等は、家庭的保育者の支援に当たる 【配置基準】 基本的に児童数5人まで (補助者を常時1名配置)	【保育従事職員】 配置基準の6割以上が保育士 調理員必置(ただし、給食業務の委託可) 看護師・栄養士の規定なし 嘱託医必置 【配置基準】 0歳児 : 3人につき1人以上 1・2歳児: 6人につき1人以上 3歳児 : 20人につき1人以上 4・5歳児:30人につき1人以上
保育料	月額0~73,100円 (平均約25,000円) 所得に応じた応能負担	月額45,000円(一律) 利用者への区補助金があるため実質的には応 能負担 平成9年以前は各区、各施設毎に異なる保育料 平成10年4月:一律40,000円 平成12年4月:一律45,000円	月額25,000円(一律) 利用者への区補助金があるため実質的には応 能負担	月額25,000円(一律) 利用者への区補助金があるため実質的には応 能負担	施設の自由設定(上限設定あり) 1日8時間/週5日利用の場合、年齢により金額が異 なる 0歳児 月額45,000円~76,700円 基本的には応益負担
利用者 への 補助金	なし	月額0~45,000円 概ね認可との差額を利用者負担減措置として区 が補助している。	月額0~25,000円 概ね認可との差額を利用者負担減措置として区 が補助している。	月額0~25,000円 概ね認可との差額を利用者負担減措置として区 が補助している。	月額 5,000円 10,000円 15,000円 20,000円 保育料算定所得税課税対象額(上限あり)をもとに 上記4階層から補助金額を決定し、区が補助してい